

今月の表紙

3月中旬、戸倉宿キティパーク近くの戸倉セツブンソウ群生地では、市指定天然記念物のセツブンソウが見ごろを迎え、白く可憐な花が一面に咲き、観光客の目を楽しませていました。

今月の主な紙面

平成30年度施政方針	…… 2～3
一般会計当初予算	…… 4～5
新規・主要事業、子育て関連事業	…… 6～7
第二次国土利用計画（千曲市計画）を策定	…… 8

施政方針

岡田市長は、市議会3月定例会の初日に、平成30年度の施政方針を述べました。施政方針は、この一年間の市政の重点施策について、どのように臨み、まちづくりに行なっていくのかを示すものです。ここでは、発言内容を要約してお伝えします。

◎ 8つの重点施策

- ① 第二次千曲市総合計画の推進
- ② 産業の振興
- ③ 子育て支援施策の推進
- ④ 高齢者福祉施策の推進
- ⑤ 文化財の保護・継承と活用
- ⑥ 新庁舎などの建設
- ⑦ 市民と共に歩む市政
- ⑧ 財政運営と行政改革

合併の総仕上げ 未来の千曲市へ 新たなスタート

～平成30年度施政方針と一般会計予算～

① 第二次千曲市総合計画の推進

第二次千曲市総合計画は、構想期間である2027年までの10年間にわたってさまざまな事業を展開していきます。この期間は、合併の総仕上げから「新たなまちづくりのカタチ」を作り出す成長期にも当たることから千曲市にとっては、極めて重要な期間です。

このため、平成30年度も引き続き、計画した各種施策を着実に推進し、信州の交流拠点都市として、歴史と文化を生かした躍動感にあふれる安心安全な千曲市の実現に全力で取り組みます。

② 産業の振興

連携による産業の基盤づくり
企業の設備投資の促進と資金調達力を高めるため、引き続き、利用が多い設備投資特別資金の運用を平成30年度も継続します。また、資金繰りの安定化を図るため、特別小口資金の貸付限度額を現行の1250万円から2000万円に引き上げ、貸付対象者についても県の制度資金同様、医業や歯科医業まで拡大するなど、制度の充実を図ります。

○企業立地促進に向けた取組み
交流人口の増加と地域経済の活性化を目指して進めてきた屋代地区上信越自動車道西側地域

35鈔の土地区画整理については、地権者の合意のもとに大型商業施設の誘致やスマートICの新設などの事業化に向けて引き続き取り組み、事業が円滑に進むよう、平成30年4月から市の行政組織について一部見直しを行ないます。
また、公民連携事業として進めてきた雨宮産業団地造成事業については、早期事業化に向けて、引き続き進出企業などへの支援に努めます。
○農業の担い手の確保と高付加価値農業の推進
担い手の受入れ態勢や育成態勢などの強化を図るほか、担い手への農地の集積と経営の安定化を支援するため、人・農地プ

ランや農地中間管理事業など、徹底した情報の発信と相談体制の強化を図ります。

高付加価値農業の推進では、あんず振興について、ハーコットの品質の向上などプレミアム化の推進に向けて、出荷試験や品質保持フィルムによる鮮度保持試験の実施などに取り組みます。また、あんずの栽培技術を伝承するため、専業農家の皆さんによるあんずマイスター制度などについても研究していきます。

③ 子育て支援施策の推進

これまで子育てに関する相談などについて母子保健法や子ども子育て支援法などに基づき、多くの部署や関係機関が分担して支援してきましたが、利用者の利便性を高めるため、これらの相談などの業務を一括してワンストップで相談できる子育て世代包括支援センターの設置に向けて体制の整備に着手します。

④ 高齢者福祉施策の推進

○地域包括ケアシステムの構築
多くの人は要介護の状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活を続け、人生の最期の時まで自分らしく生き

ることを望んでいます。このため、医療や介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が必要であり、その推進に取り組みます。
○高齢世帯及び一人暮らし高齢者への支援
高齢者の日常生活支援や介護予防の充実、社会参加の推進など高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者を支えていく生活支援体制整備事業に取り組みます。
○文化財の保護・継承と活用
○松田館
昨年9月の火災で焼損した松田家住宅主屋、松田家斎館は、長野県宝の指定が解除されたことから、市の指定文化財に追加指定し、再整備を図ります。
○千曲市歴史文化基本構想の策定
平成30年度から、文化財保護行政のマスタープランとなる千曲市歴史文化基本構想の策定に着手します。策定期間は3か年で、この構想では、地域に存在する文化財について、指定・未指定に関わらず幅広く捉え、的確

に把握し、文化財周辺の環境まで含めた総合的な保存活用方針を定めます。
○日本遺産の認定に向けた取組み
千曲川左岸さらしなの里一帯の日本遺産への認定については、昨年度に申請しましたが、認定に至らなかったことから、本年1月末に、改めて日本遺産への認定申請を行ないました。

⑥ 新庁舎などの建設

新庁舎と新更殖体育館の建設
工事については、旧体育館の解体がすべて終了しました。今後のスケジュールは、新体育館が9月にオープンするほか、新庁舎は平成30年度内の完成を目標として、工事を進めています。

⑦ 市民と共に歩む市政

市民と行政の情報共有化を図り、千曲市協働事業提案制度をはじめとする協働のまちづくりを市民と共に推進します。

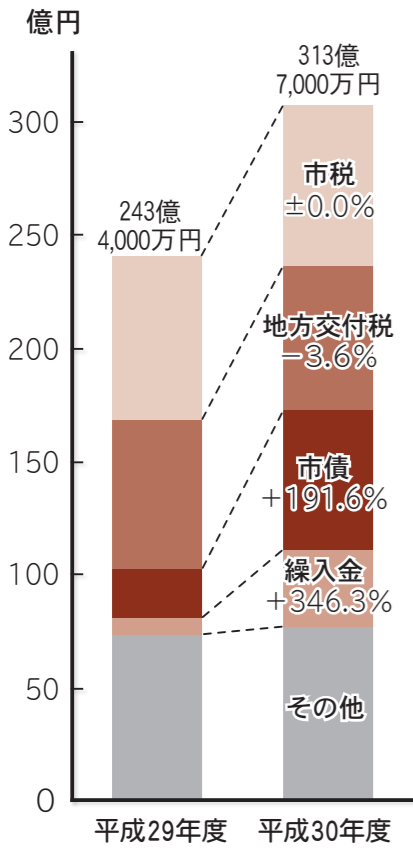
⑧ 財政運営と行政改革

合併の総仕上げとして、耐震化に問題のあった市庁舎、戸倉上山田中学校の改築など大規模事業が完成する見込みであり、

予算規模は313億7千万円と過去最大となりました。
今後の財政は、こうした大型事業の影響もあり、起債(借金)全体の規模は平成30年度末で320億円となる予定で、後年度の公債費の増大も予想されます。
しかし、起債総額の320億円の内訳では、合併特別債のように元利償還額の70%が後年度に交付税措置される制度や、臨時財政対策債のように元利償還額の100%が交付税措置される制度など有利な起債を多く活用していることから、起債総額320億円の約79%に当たる250億円程度が国から補てんされ、残りの70億円弱は市が返済する額となります。
第4次行政改革大綱では、平成22年度から平成31年度までに9億円を削減する特別対策プランを策定しており、平成28年度までに7億円程度の削減を実施しました。
今後は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合を進めるほか、事務事業の改善や歳出改革に引き続き取り組み、平成31年度末までの目標である約2億円の削減に取り組めます。

平成30年度 当初予算

■問い合わせ先
更埴庁舎・財政課(内線5231)



【市税】 個人市民税所得割、法人市民税税割では増額が見込まれる一方、固定資産税では土地価格の下落に歯止めが加からず、また評価替えの影響などもあり減収となるものの市税全体では、前年度とほぼ同額の73億2,127万円となりました。

【地方交付税】 普通交付税では合併算定替えの段階的縮減が最終年の5年目となるほか、普通交付税への公債費算入分の減額により前年度比2億4,000万円(3.6%)の減となりました。

【市債】 各大型事業へ充当するため合併特例事業債46億7,860万円(新庁舎建設事業、公共事業等債3億4,550万円(千曲線整備事業など)などの借入を見込み、全体では前年度比41億6,220万円(191.6%)の増となりました。

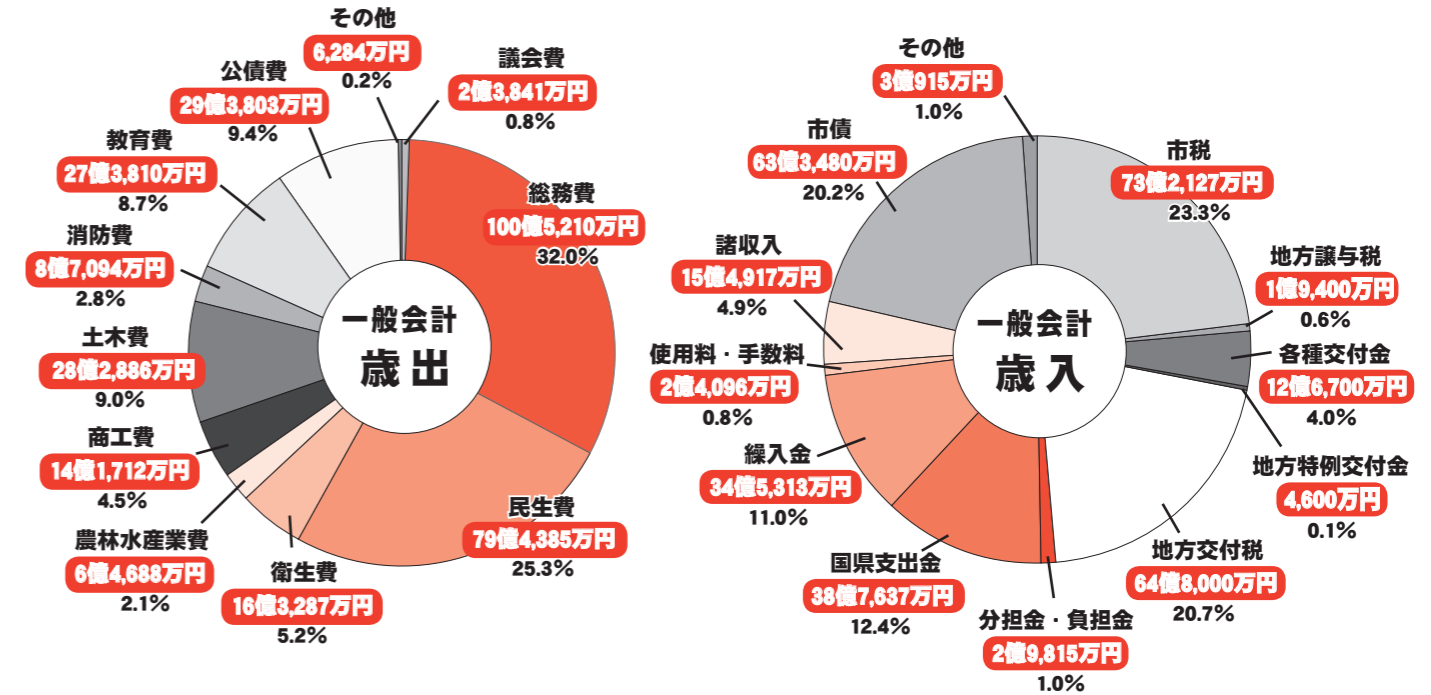
【繰入金】 新庁舎建設基金を18億円(新庁舎建設事業)、文教施設整備基金を4億3,000万円(戸倉上山田中学校改築事業など、同一目的のために積み上げていた基金を取り崩し、各事業へ繰入れします。また歳入の不足分について、市の貯金である財政調整基金を9億円繰入れ、全体では前年度比26億7,941万円(346.3%)の増となりました。

歳入のポイント(前年度との比較)

千曲市の一般会計の当初予算は前年度比70億3,000万円(28.9%)増となる、313億7,000万円を計上しました。

新庁舎建設事業や戸倉上山田中学校改築事業などの大型事業が最終年度を迎え、過去最大規模の予算となりました。子育て世代とともに若者や勤労者、高齢者、障がい者に対する支援を拡充して、第二次千曲市総合計画や千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている事業を確実に実行することを重点に予算を編成しました。

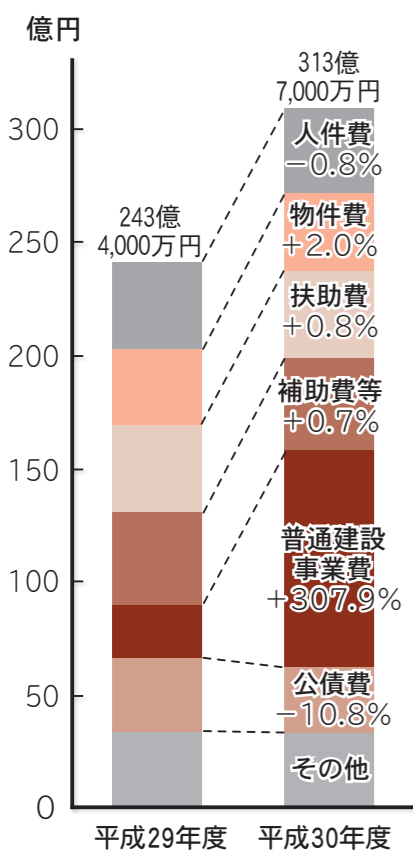
平成30年度 一般会計予算 313億7,000万円 前年度比 +28.9%



市民1人当たりに使われるお金は **52万5,478円**

(H30.1.1現在の推計人口5万9,698人で算出)

総務費 16万8,382円	民生費 13万3,067円	衛生費 2万7,352円	農林水産業費 1万836円	商工費 2万3,738円
土木費 4万7,386円	消防費 1万4,589円	教育費 4万5,866円	公債費 4万9,215円	その他(議会費、労働費ほか) 5,047円



【人件費】 退職者の減少に伴う退職手当の減少などにより、前年度比31,000万円(0.8%)の減となりました。

【物件費】 保育園への未満児の入園増加に伴う保育士などの賃金の増加や土地区画整理事業費などの増加により、前年度比67,300万円(2.0%)の増となりました。

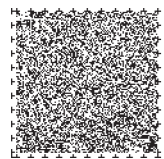
【扶助費】 介護・訓練等給付援護事業費などの増加により3,035万円(0.8%)の増となりました。

【補助費等】 長野広域連合などへの一部事務組合に対する負担金が増加したことにより、前年度比29,233万円(0.7%)の増となりました。

【普通建設事業費】 新庁舎建設事業や戸倉上山田中学校改築事業、合併支援道路「千曲線」整備事業などの各大型事業の増加により、全体では前年度比73億8,120万円(307.9%)の増となりました。

【公債費】 利子分の返済額が減少してきていることや、合併特例債の償還が一部終了してきていることに伴い、前年度比3億5,482万円(10.8%)の減となりました。

歳出のポイント(前年度との比較)



平成30年度 子育て関連事業

～子育てしやすいまちへ向けての各種支援施策～

子育て応援アプリ運用事業

26万円



結婚、妊娠、出産、子育てなど、市などが実施する子育て支援関連事業について情報を発信します。

三世同居・近居支援事業

500万9千円



親世代と子・孫世代の同居・近居を支援するため、新たに三世代による同居・近居を始める人に住宅の取得や新築などに要する費用の一部を補助します。

ひとり親家庭サポート事業(子ども食堂)

300万円



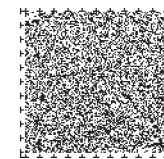
ひとり親家庭の子どもに対し、学習習慣の定着や孤食の解消のための学習支援や食事の提供を行ないます。

子育て関連事業一覧

事業名	予算	事業内容
病児病後児保育事業	850万円	病気や怪我の治療中または回復期にある子どもを預かり、保護者の就労などをサポートします。
ファミリー・サポートセンター事業	234万9千円	保育などの援助を受けたい人及び援助を提供したい人が会員になり、相互援助に関する連絡調整を行ないます。
マタニティタクシー利用料金助成事業	104万円	妊婦がタクシーによる外出をする際の交通費の一部を助成することにより、妊娠期の母体への負担を軽減し、妊婦の生活と出産を支援します。
産前産後支援ヘルパー派遣事業	100万円	産前産後で体調が優れないなど、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、子育てを支援します。
子育て短期支援事業	29万2千円	子どもの養育が困難になった際に子どもを預かるショートステイ事業と、仕事などの間一時的に子どもを預かるトワイライトステイ事業を実施することにより子育てを支援します。
子育て支援活動費補助事業	10万円	子育て支援に関わる団体が行なう子育て支援事業に対し、活動費を補助することで子育て支援の充実を図ります。
赤ちゃんSA(サービスエリア)整備事業	10万円	外出中に授乳やおむつ替えなどで立ち寄ることができる施設を整備します。
多子世帯保育料【減免事業】	-	国の保育料軽減制度を実施するほか、国の軽減対象とならない第2子以降の子どもについて、市独自軽減策として保育料半額を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
延長保育事業	1,480万円	市内公立・私立保育園などでは、最大で午前7時から午後7時まで延長保育を行ないます。また、私立保育園などにはその経費の一部に対して補助を実施し、子育て世帯に必要な保育の確保を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業	82万3千円	おおむね4か月未満児のいる家庭を保健師が訪問し、発育・発達、育児環境の確認、予防接種など育児情報の提供や母親の健康相談を行ない、母親の孤立化や産後のうつ予防を図ります。
地域未来塾事業	106万7千円	教員OBや大学生、地域住民などの協力を得て中学校区単位で原則無料の学習支援を行ない、地域全体で未来を担う子どもを育てる体制を整備します。
放課後子ども総合プラン推進事業	110万9千円	学校外の時間で、子どもの居場所作りや体験活動などを充実させることで、地域で子どもを育てる環境を整備します。
母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	446万円	経済的な自立に向け、就職に必要な資格などを取得するための経費について支援を行ないます。
心身障がい児母子通園訓練事業(あすなろ園)	522万7千円	就学前の子どもの発達に心配や不安などがある人が、母子などで通園する施設を運営しています。療育支援のほか、子どもの接し方などの支援も行ないます。
障がい者支援関係施設建設補助事業	350万円	障がい者(児)の地域生活支援の充実のため、障がいのある人が住み慣れた地域に必要な障がい福祉関係のサービスが利用できるように、事業所などの体制整備を図ります。
生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業	131万4千円	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対し、基礎学習能力向上のための学習支援や、親への養育支援などを行ないます。

平成30年度 新規・主要事業

～一般会計予算の新しい事業や主な使い道～



総務費

新庁舎等建設事業

74億1,705万円



現在の庁舎は老朽化が進んでおり、耐震性にも問題があるため新庁舎として行政機能を統合し、安全性や利便性を確保します。現在は平成30年度中の完成を目指し、庁舎、体育館などの建設工事が行なわれています。

衛生費

予防対策事業

1億4,934万円



季節性インフルエンザや日本脳炎など、法定の各種ワクチンの予防接種などを行ない、感染症予防を図ります。

商工費

観光振興事業

6,311万円



観光客誘致のための観光宣伝や外国人旅行者の誘致推進に関する経費、また信州千曲観光局の事業充実のために運営交付金を交付します。

新 ロケツーリズム推進事業 300万円

映画、テレビなどのロケ(撮影)を手段として千曲市全体を売り込んだり、ロケを通じて地域のグルメ、特産品を開発したりするなど、地場産業の活性化を図ります。

教育費

戸倉上山田中学校改築事業

5億4,608万円



老朽化が進んでいた戸倉上山田中学校を改築し、生徒が安心して学業に励めるだけでなく、地域の防災拠点としての役割も期待されています。平成30年度夏休み明け頃から新しい校舎の使用が始まる予定です。

新 小学校外国語指導助手招致事業

943万円

小学校への外国語指導助手の配置により、外国文化への興味関心を高め、外国語がより身近に感じられるよう外国語教育の充実を図ります。

民生費

保育所・認定子ども園管理運営事業

9億3,606万円



市内保育所及び認定こども園を適切に管理運営することで、園児の安心安全の確保及び健やかな成長を図ります。

農林水産業費

新 あんずプレミアム化調査事業

400万円



市特産のあんずの中でも生食用として人気の高い「ハーコット」に一定の規格を設け、プレミアム化していくために品質や成分の調査を行ないます。

新 ワイン振興事業

124万円

ワインぶどう研究会と連携し、ワインぶどうの栽培から販売までを支援することでワイン産地の形成を推進します。

土木費

合併支援道路「千曲線」整備事業

3億3,000万円



平成16年に着手した合併支援道路千曲線は、市の中心部を南北に通じ、旧市町をつなぎ、地域の生活道路や通勤通学路としてだけでなく、災害時の緊急輸送道路や国道などの迂回路として利用が見込まれる重要な幹線道路で、平成31年度末の完成を目指しています。

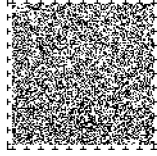
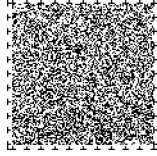
消防費

新 デジタル防災行政無線整備事業

2億8,090万円



災害時の住民の生命、財産を守ることを目的に、安定した情報伝達手段を確保するため、千曲市地域防災計画に基づきデジタル防災行政無線を整備します。



第二次国土利用計画 (千曲市計画)を策定

■問い合わせ先 更埴庁舎・総合政策課(内線5315)



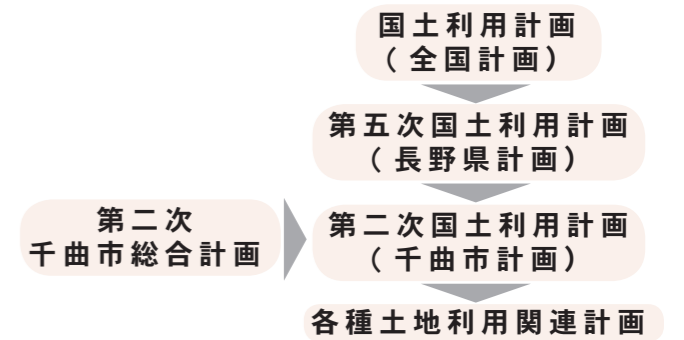
2026年を目標年次とした市土(千曲市の区域)利用の基本方針を示す第二次国土利用計画(千曲市計画)を策定しました。

策定にあたっては、議会からの意見をはじめ、市民アンケートやパブリックコメントなどで市民の皆さんの意見を聞きながら、市土利用について識見を持つ市民で構成する千曲市国土利用計画審議会と市が慎重に調査・審議を重ねて決定し、3月の市議会に報告しました。

国土利用計画とは

この計画は、国土利用計画法第8条の規定により、千曲市の区域における市土の利用に関し必要な事項を定めた計画であり、市土の利用に関する行政上の指針となるものです。

策定にあたっては、全国計画及び長野県計画を基本とし、第二次千曲市総合計画の基本構想に即して策定したものです。



市土の利用に関する基本構想

市土利用をめぐる基本的条件

- 人口減少・少子高齢化の進行
- 広域交通幹線網に対応した産業用地の不足
- 安全・安心なまちづくりへの要請の高まり
- 自然環境などの悪化

取り組むべき課題

- 都市機能の集約化と公共交通のネットワーク
- 産業活動を支援する市土の形成
- 安全で安心して暮らせる市土の形成
- 環境負荷の低減
- 豊かな自然と歴史・文化遺産の保全と活用
- 市土利用における経営・管理

市土利用の基本方針

基本的条件と課題を踏まえ、持続可能な土地の管理を行なうため、次の3つの観点から市土利用の基本方針を設定します。

■土地需要の量的調整

- 持続可能で快適な都市を支えるコンパクトシティ+ネットワークの形成
- 農林業的土地利用・自然的土地利用の適切な保全
- 計画的な土地利用転換

■土地利用の質的向上

- 安全・安心な市土利用
- 地球環境の保全と循環型社会の形成
- 豊かな自然環境と美しい景観の保全・創出
- 多様な主体の連携・協働による市土の経営・管理

*来月号では、計画の概要についてお知らせします。

第3次千曲市地域づくり計画

地域づくりは新たなステージへ

■問い合わせ先 更埴庁舎・総合政策課(内線5312)

第3次千曲市地域づくり計画



地域または市が抱えている課題(ソフト事業)を区・自治会側から提案してもらい市民と行政の協働により実施します

■計画期間 平成30年度から3年間

■市負担金 限度額20万円

■募集時期 千曲市協働事業提案制度と同じ時期に募集を行ないます。担当課との十分な協議を重ね、担当部局などとの意見交換の中で実施の可否を決めます。

*事業実施は翌年度となります。

■具体例

- 地域公共交通再編計画
- 高齢者を見守る体制強化
- 住民主導型土砂災害警戒避難体制づくり
- 地域の一体感が高められるような祭り
- 伝統芸能次世代伝承 など

地域要望書



区・自治会で新規事業(ハード事業)を要望する場合は、部門別に「地域要望書」を提出します

■提出期限 7月末(提出先:総合政策課)

■担当課とのヒアリング 8月末

■回答方法 担当課から回答します。

■具体例

- 小規模修繕申出書(従来どおり)
- 防犯灯設置要望書
- カーブミラー設置要望書
- 建設事業など要望書(道路・河川・橋梁)
- 他機関への要望書(信号機、横断歩道、踏切、国・県道)
- その他要望書(公民館分館建設事業補助金、消火栓・防火水槽設置、林道整備など)

今までの地域づくり計画で残った要望案件

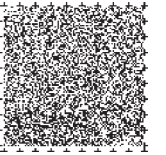
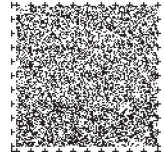
各担当課で進行管理をしていきます。また、区・自治会と随時ヒアリングを実施することができます。

■回答方法 担当課から回答します。

地域づくり計画は、「住み良いまち」をつくりあげていくための制度として平成16年度から実施しています。平成20年度からは5か年の長期的視点に立った形式に改めて、昨年度は第2次5か年計画の最終年度でした。平成30年4月から実施する第3次地域づくり計画は、区・自治会それぞれが抱えている地域課題(主にソフト事業)に対し、地域の方々が話し合い、市民と行政による協働事業として提案してもらう制度に移行します。

これまでの地域づくり計画に計上していた道路や側溝の維持補修、防犯灯・反射鏡の新設などの行政への要望を中心とした案件(主にハード事業)で新規に要望する場合は、今後は地域づくり計画ではなく、地域要望書として区・自治会において取りまとめ、総合政策課に提出してもらいます。

なお、今までの地域づくり計画で残っている要望案件は、担当課が今後の実施の可能性などを総合的に判断し、整理したリストに基づき、進捗状況などを随時確認することができます。



市内定住を促進 奨学金返還で優遇策

U I J ターン者向け 奨学金償還優遇制度

■問い合わせ先 戸倉庁舎・教育総務課(内線6316)

千曲市への移住・定住を促進するための一環として、奨学金償還優遇制度事業を開始します。

■対象 次のすべてに該当する人です。

○平成30年度以降に就業する目的で市内に移住・定住し奨学金の償還満了日まで継続して居住する人

- 千曲市や他市町村、日本学生支援機構などの奨学金を借りて償還が終わっていない人
 - 就業している人(常時雇用、個人で農業その他事業を営む、またはその事業専従者)
 - 本市や従前の居住地において市税などの滞納がない人
 - 申請する年度において貸与を受けた奨学金の償還に滞納がない人、または償還を開始する人
 - 国、地方公共団体などの職員でない人
 - 暴力団員若しくは暴力団員と反社会的な関係を有しない人
 - 助成額 年度内に償還すべき奨学金の額の4分の1(年額5万7000円を限度)
 - 申込期間 交付申請をする最初の年度を除き毎年4月末日
- *申込方法など詳細は、問い合わせてください。

ひとりで悩まないで相談してください

女性のための 女性相談員を配置

■問い合わせ先 戸倉庁舎・こども未来課(内線6225)



- 女性が抱えるさまざまな悩みや困りごとについて、専門的に相談に応じ支援を行なっていくために、女性相談員を配置しました。
- 女性相談員が相談者と一緒に問題解決に向けて考え、情報提供や関係機関の紹介をします。
- 個人の秘密は厳守しますので安心して相談してください。
- 相談内容
- 配偶者や恋人、パートナーからの暴力(DV)
 - 離婚や家庭不和
 - その他生活上のこと
- 相談日時
- 平日 午前8時30分から午後5時15分まで(祝日・年末年始を除く)
- 面接相談場所
- 戸倉庁舎2階 こども未来課 こども家庭相談係 Ⅷ 02612731111 (内線6225)

基準月額4,950円から5,150円に増額

65歳以上(第1号被保険者)の 介護保険料を改定

■問い合わせ先 戸倉庁舎・高齢福祉課(内線6239)

介護保険制度は、40歳以上の人(被保険者)が納める保険料と公費(税金を財源に運営されています。このうち、65歳以上の第1号被保険者の保険料は、3年ごとに見直すことになっています。このため、平成30年度から平成32年度までの保険料が改定されました。

この保険料の算出にあたっては、必要となる介護サービス量や介護予防事業などの施策に係る経費を見込み、基準月額を4950円から5150円に改定しました。

改定後の介護保険料一覧

所得段階	対象となる人	年額保険料	月額保険料	基準額に対する割合
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	27,810円	2,317円	基準額×0.45
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	40,170円	3,347円	基準額×0.65
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	46,350円	3,862円	基準額×0.75
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	54,384円	4,532円	基準額×0.88
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	61,800円	5,150円(基準額)	基準額×1.00
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	69,216円	5,768円	基準額×1.12
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	77,250円	6,437円	基準額×1.25
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	92,700円	7,725円	基準額×1.50
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	10万8,150円	9,012円	基準額×1.75
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	12万3,600円	1万300円	基準額×2.00

*保険料は年額で決定するため、月額保険料は目安です。このため、実際の徴収額とは異なります。

介護保険料の納付方法は従来どおり、年金からの天引きによる「特別徴収」と、現金または口座振替による「普通徴収」のどちらかになります。

65歳以上(4月1日現在)の人には、4月上旬に納入通知書を郵送しますので、保険料額、納付方法を確認してください。

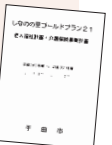
「しなのの里 ゴールドプラン21」 を策定

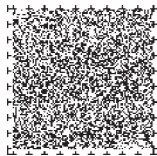
市では、第7期(2018年度～2020年度)における「老人福祉計画・介護保険事業計画」として「しなのの里ゴールドプラン21」を策定しました。

本計画の基本目標には、①いきいきと、元気に暮らせるまちづくり(高齢者の生きがいと社会参加を支援)、②住み慣れた地域で生活できるまちづくり(地域包括ケアシステムの構築)、③介護サービスの充実で安心して暮らせるまちづくり(介護サービスの基盤整備)の3項目を掲げました。

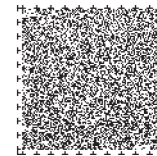
このほか本計画には、当該3年間の高齢者福祉や介護保険事業に対する市の考え方や事業計画、保険給付などが盛り込まれています。

*市ホームページで公開しています。





音声コード …… 視覚障がい者などの皆さんに市の情報を提供するためのコードで、専用の読み上げ装置により、活字を音声に変換できます。



少年補導委員を紹介

少年補導委員は、少年などに街頭での声かけや相談、有害な環境の浄化活動などを行ないます。

- 任期 4月1日から2年間
- 少年補導委員
 - 屋代小学校区 山本啓一(屋代第1区)、中山和男(屋代第3区)、西部袈裟一(屋代第5区)、篠原哲雄(屋代第6区)

- 東小学校区
 - 岡田靖雄(雨宮)、古川正(森西)、島田幸雄(倉科)
- 植生小学校区
 - 齋藤善久(寂時)、渡邊周一(打沢)、北川和夫(小島)、児玉健二(桜堂)、篠原幸恵(杭瀬下)
- 治田小学校区
 - 青木秀男(荒町)、大備由利子

- 八幡小学校区
 - 関紗和子(郡)、古平定雄(辻)、宮崎新司(志川)
- 戸倉小学校区
 - 滝沢輝久(磯部)、和田茂(福井)、水出寛美(新戸倉温泉)
- 更級小学校区
 - 大谷茂(芝原)、関富和(仙石)、北澤とみ子(須坂)

- 五加小学校区
 - 齊間民明(上徳間)、中村公夫(内川)、池内洋司(千本柳)
- 上山田小学校区
 - 寺澤憲一(漆原)、高松伸富(上山田温泉)、市川智深(新山)
- 問い合わせ先
 - 戸倉庁舎・生涯学習課(内線6352)

飼い犬の登録と狂犬病の予防注射を

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬には、飼い犬登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病は動物の唾液に多く含まれ、かまれることにより人に感染します。発症してしまうと治らない恐ろしい感染症です。

- 新しく犬を飼い始めた人と未登録の人
 - 日程表を確認のうえ、料金を持参して登録や注射を受けてください。
 - 料金 6500円(登録手数料、予防注射料、注射済票交付手数料)
 - *市外の動物病院で接種した場合、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」と、交付手数料金5500円を持参のうえ、更埴庁舎環境課で飼い犬の登録手続きをしてください。

- 既に登録している人
 - 「予防注射のお知らせ」のハガキを3月下旬に郵送しました。ハガキと料金を持参して、注射を受けてください。
 - 料金 3500円(予防注射料、注射済票交付手数料)
 - 問い合わせ先 更埴庁舎・環境課(内線5413)

- 犬を飼う際の注意点
 - 鑑札と狂犬病予防注射済票を犬に付けておきましょう。連絡先などを記入した名札をつけておくと、飼い主がすぐに分かれます。犬が放れてしまった場合は、交通事故など思わぬ事故につながりかねません。
 - 犬のふんによる苦情が寄せられています。散歩の際は、袋を持参し、片づけましょう。

狂犬病予防注射の日程

期日	時間	会場	期日	時間	会場
4月17日(火)	9:10~9:20	あんずの里観光会館	5月15日(火)	9:10~9:20	大田原公民館
	9:30~9:40	中村農村センター		9:40~9:50	中原公民館
	9:50~10:00	古屋組生活センター(石杭池)		10:00~10:10	佐野公民館
	10:10~10:20	倉科コミュニティセンター		10:25~10:35	小坂公民館
	10:30~10:40	生萱公園駐車場		10:45~10:55	元町公民館
	10:50~11:00	土口公民館		11:05~11:15	稲荷山公民館
	11:10~11:20	両宮会館(旧JAちくま)		11:25~11:30	稲荷山中町ねむのき公園
4月19日(木)	9:00~9:10	小船山公民館	5月18日(金)	9:10~9:20	三本木公民館
	9:20~9:30	五加児童館		9:30~9:40	力石公民館
	9:40~9:50	上徳間公民館		9:50~10:00	新山記念館
	10:00~10:10	柏王公民館		10:10~10:20	漆原集落センター
	10:20~10:30	戸倉中町公民館		10:30~10:40	八坂神社
	10:40~10:50	福井公民館		10:50~11:00	城腰公民館
	11:00~11:10	福井神社入口		11:10~11:20	市役所上山田庁舎駐車場
5月8日(火)	11:20~11:30	戸倉体育館駐車場	5月22日(火)	9:00~9:10	打沢会館
	9:10~9:20	御麓集会所		9:20~9:30	寂時公民館駐車場
	9:30~9:40	羽尾第五区公民館		9:40~9:50	寂時：上町集会所
	9:50~10:00	羽尾第四区公民館		10:00~10:10	鋳物師屋公民館
	10:10~10:20	更級小学校駐車場		10:25~10:35	屋代公民館
	10:30~10:40	芝原公民館		10:45~10:55	屋代第2区集楽館
	10:50~11:00	黒彦公民館		11:05~11:15	屋代第5区民館
5月11日(金)	11:10~11:20	若宮公民館	5月25日(金)	11:25~11:35	屋代第6区公民館
	11:30~11:40	市役所戸倉庁舎駐車場		9:00~9:10	桜堂公民館
	9:10~9:20	大池公民館		9:20~9:30	杭瀬下公民館
	9:35~9:45	姨捨観光会館		9:40~9:50	文化財センター(旧保健所)
	9:55~10:05	代公民館		10:00~10:10	新田コミュニティセンター
	10:15~10:25	八幡上町斎の森神社		10:20~10:30	中公民館
	10:35~10:45	峯公民館		10:45~10:55	八幡公民館
5月13日(日)	10:55~11:05	郡公民館	5月27日(日)	11:05~11:15	北堀団地内公園
	9:00~9:10	あんずの里観光会館		11:25~11:35	志川コミュニティ会館
	9:20~9:30	両宮会館(旧JAちくま)		9:00~9:15	更級小学校駐車場
	9:40~9:55	屋代公民館		9:30~9:45	五加児童館
	10:10~10:25	市役所更埴庁舎第1駐車場		9:55~10:10	市役所戸倉庁舎駐車場
	10:40~10:55	稲荷山公民館		10:25~10:40	市役所上山田庁舎駐車場
	11:05~11:15	桑原地区農業研修センター		10:50~11:00	力石公民館
11:25~11:35	八幡公民館	11:10~11:20	農業者トレーニングセンター		

犬・猫の休日譲渡会を毎月1回開催します

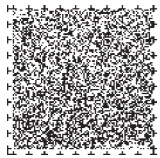
長野保健福祉事務所では、新しい飼い主を探している犬・猫の譲渡会を毎月1回開催しています。

飼育を希望する人にお譲りします(飼えなくなった犬を、譲渡する場ではありません)。

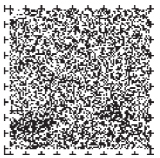
- 開催日 4月8日、5月13日、6月10日、7月8日、8月5日、9月9日、10月14日、11月11日、12月9日、平成31年1月20日、2月17日、3月10日
- *いずれも日曜日の開催
- 開催時間 午前10時30分～正午

- 開催場所 長野保健福祉事務所(長野保健所)地下犬舎
- 内容 保護されている成犬・猫の見学、譲渡
- 参加方法 開催時間内であれば、いつでも来場できます。
- 問い合わせ先

長野保健福祉事務所・食品・生活衛生課(Tel026-1225-9065)



音声コード …… 視覚障がい者などの皆さんに市の情報を提供するためのコードで、専用の読み上げ装置により、活字を音声に変換できます。



長野都市圏総合都市交通計画(案)の意見を募集

長野都市圏総合都市交通計画協議会は、平成28年度に実施したパーソントリップ調査の結果を踏まえ、長野都市圏総合都市交通計画案を作成したため、計画の内容などについて広く意見を募集します。

- 募集期間 4月16日(月)～5月15日(火)
- 計画(案)の閲覧場所、意見・提案用紙の配布窓口 更埴庁舎都市計画課、長野県都市・まちづくり課、千曲建設事務所整備課

*長野県都市・まちづくり課ホームページでも確認できます。

■意見・提案用紙の提出方法
意見・提案は、閲覧場所に提出してください。なお、提案のあった意見と回答は、個人情報に関する部分を除き、長野

県都市・まちづくり課ホームページで公表します。

■問い合わせ先
更埴庁舎・都市計画課(内線5621)

教育振興審議会の委員を募集

教育の基本的方向や教育振興ビジョンを調査研究する審議会の委員を次のとおり募集します。

- 募集人員 若干名
- 応募資格 20歳以上の市民で市の審議会委員に委嘱されて

いない人

- 任期 委嘱の日から調査研究が完了するまでの間
- 応募期限 4月20日(金)
- 応募方法 市の学校教育について、日頃から考えていることを400字程度にまとめ、

住所、氏名、生年月日、電話番号を記入のうえ、戸倉庁舎教育総務課に持参するか、郵送(当日必着)または、電子メール(kyoiku@city.chikuma.lg.jp)で応募してください。

■選考方法 書類選考

住所、氏名、生年月日、電話番号を記入のうえ、戸倉庁舎教育総務課に持参するか、郵送(当日必着)または、電子メール(kyoiku@city.chikuma.lg.jp)で応募してください。

■郵送・問い合わせ先
戸倉庁舎・教育総務課(〒389-10892 千曲市大字戸倉2388番地、内線6316)

教育振興基本計画の策定委員を募集

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画の推進を図るため、第二次教育振興基本計画を策定する委員を次のとおり募集します。

- 募集人員 若干名
- 応募資格 20歳以上の市民で

市の審議会委員に委嘱されていない人

- 任期 委嘱の日から基本計画策定が完了するまでの間
- 応募期限 4月20日(金)
- 応募方法 市の教育行政全般について、日頃から考えて

いることを400字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、電話番号を記入のうえ、戸倉庁舎教育総務課に持参するか、郵送(当日必着)または、電子メール(kyoiku@city.chikuma.lg.jp)で応募してください。

■選考方法 書類選考

住所、氏名、生年月日、電話番号を記入のうえ、戸倉庁舎教育総務課に持参するか、郵送(当日必着)または、電子メール(kyoiku@city.chikuma.lg.jp)で応募してください。

■郵送・問い合わせ先
戸倉庁舎・教育総務課(〒389-10892 千曲市大字戸倉2388番地、内線6316)

下水道への接続はお早めに

平成29年度の公共下水道工事は順調に進み、4月以降、新たに約12分の地域の皆さんが、下水道を使用できるようになります。

これにより、市内の公共下水道供用面積は約2050分となり、全体計画の94・5%が整備されたこととなります。

公共下水道が整備された地区は「供用開始区域」となり、下水道の接続が可能となります。下水道法により、供用開始区域内にある家庭や事業所は、3年以内に下水道に接続しなければなりません。左記の手順により、各家庭・事業所内に排水管や汚水

ますなどの排水設備を設置し、下水道への接続をお願いします。工事資金の融資あっせん・利子補給制度の活用を

■対象者

- 下水道の接続工事をする人
 - 市税などの滞納がない人
 - *平成30年4月から「供用開始」から3年以内に工事をする人
- 「の条件を撤廃しました。
- 融資あっせんの内容
- 1世帯 20万～80万円
 - 利子補給 利子の半額(2%を限度)を補助します。

悪徳業者に注意を

個々の家を回り、市から依頼されたかのような説明をして、宅内排水設備工事や敷地内の下水道管の掃除などの営業をしている業者がいます。市では、業者にそのような依頼をしていませんので、注意してください。*訪問により契約した接続工事などはクーリング・オフの対象になります。

下水道に異物を流さないで

最近、下水道に異物が流れ込み、下水道管の詰まりや下水道処理施設の機器の故障が発生しています。下表に示したものは、詰まり

や機器の故障の原因となるので、下水道に流さないでください。

■問い合わせ先
更埴庁舎・上下水道課(内線5635)

下水道への接続から開始まで

①工事店の決定

市が指定した下水道排水設備指定工事店の中から工事店を決めます。下水道排水設備指定工事店は、更埴庁舎上下水道課または市ホームページで確認してください。

②設計・見積書をよく確認

工事店から出された設計・見積書の内容をよく確認のうえ、市に計画確認申請書を提出します。

③工事の開始

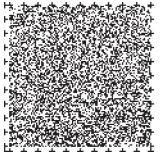
市から計画確認書が届いたら、工事を開始できます。計画確認書は大切に保管してください。

④工事の完了・使用開始

工事が終わったら、5日以内に工事店は市に工事完了届を提出します。市が検査を行ない、問題がなければ検査済証を交付します。公共下水道使用開始届を市に提出し、使用を開始してください。

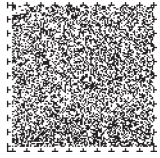
表 下水道に流してはいけないもの

流してはいけないもの	理由
水に溶けない紙類や衛生用品など	ティッシュペーパーやウェットティッシュ、衛生用品(生理用品や医療用ゴム手袋など)は水に溶けず、下水道管の詰まりの原因となるため
布類	雑巾、タオル、ハンカチ、靴下などの衣類が下水道管や下水道処理施設の機器に詰まってしまうため
油類	てんぷら油などは油が固まり下水道管が詰まったり、下水処理に悪影響を与えるため
野菜くずや生ゴミなど	下水道管の詰まりの原因となったり、下水処理にも悪影響を与えるため(堆肥化するか水分をよく切って燃えるゴミとして出す)
ガソリン・灯油などの可燃物や薬品など	爆発のおそれがあるため



音声コード ……

視覚障がい者などの皆さんに市の情報を提供するためのコードで、専用の読み上げ装置により、活字を音声に変換できます。



国民年金保険料を改定

4月から国民年金保険料が月額1万6340円に減額

物価や賃金の動向などを反映して、前年度より月額1500円の減額となりました。保険料の改定は、年金を支える資金と給付額とのバランスを取るために、毎年の賃金や物価の変動を勘案して行なわれています。

便利でお得！口座振替

口座振替は、現金納付に比べて保険料の割引額が多くなっています。平成30・31年度保険料の2年前納、平成30年度の前期分(4月～9月)と1年分の前納は、既に申込期日を過ぎていますが、後期分(10月～平成31年3月)は、8月末まで申し込みを受け付けています。また、クレジットカードによる納付もできます(前納割引額は現金納付と同額)。



平成30年度 国民年金保険料 納入早見表

納入方法	1か月分		6か月分		1年分	
	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額
毎月現金納付・翌月末日振替の口座振替	1万6,340円	—	9万8,040円	—	19万6,080円	—
当月末日振替の口座振替(早割)	1万6,290円	50円	9万7,740円	300円	19万5,480円	600円
6か月前納	口座振替	—	9万6,930円	1,110円	19万3,860円	2,220円
	現金納付	—	9万7,240円	800円	19万4,480円	1,600円
1年前納	口座振替	—	—	—	19万1,970円	4,110円
	現金納付	—	—	—	19万2,600円	3,480円

*2年前納は口座振替37万7,350円、現金納付37万8,580円です。

平成30年度学生納付特例のお知らせを郵送

平成29年度に学生納付特例が承認されていた人で、4月以降も在学予定の人に、平成30年度学生納付特例手続きのお知らせが郵送で届きます。

引き続き学生納付特例制度の利用を希望する人は、同封の申請書(ハガキ)に必要事項を記入のうえ、保護シールを貼り郵送してください(在学証明書または学生証の写しの添付は不要)。

学校が変わった場合は改めて申請が必要になります。在学証明書または学生証の写しを添付のうえ、国民年金担当窓口(更埴庁舎市民課、戸倉庁舎・上山田庁舎市民窓口)で申請してください。

- 問い合わせ先
 - 長野南年金事務所(TEL026-1227-11284)
 - 更埴庁舎・市民課(内線54345435)

新幹線新駅誘致 期成同盟会が解散

北陸新幹線新駅誘致期成同盟会は3月31日をもって解散となりました。

新幹線新駅誘致については、技術的に困難とのJR回答を受け、専門家に意見を伺うなど精査した結果、実現性を見通せなくなったことから、昨年の市議会12月定例会初日冒頭に岡田市長が「新幹線新駅誘致運動に区切り」を表明しました。2月26日に開催された総会では、同盟会の解散が議題となり、線路構造の現地確認が必要などの意見が出されましたが、同盟会は3月31日で解散すること、残金51万7788円を千曲市に戻し入れることが決まり、最後は拍手をもって全会一致で承認されました。

平成25年に設立以来、今まで新幹線新駅誘致運動を支えていただきました多くの皆様の温かいご支援に、心より感謝と御礼を申し上げます。

旧更埴市長・初代千曲市長の宮坂博敏さんが逝去



旧更埴市長で初代千曲市長の宮坂博敏さん(桜堂・90歳)が、3月4日(日)午前6時49分、病気のため市内の病院で逝去されました。

宮坂さんは、昭和23年5月から昭和59年3月までの35年10か月の間、長野県職員として奉職、昭和61年6月に旧更埴市の助役に就任しました。市民からの厚い信望を受け、平成元年2月の市長選挙で初当選。以来、新設合併により自動失職した平成15年8月31日まで更埴市長として4期14年6か月にわたり更埴市の発展に貢献されました。平成15年9月1日には、長野県で初めてとなる平成の大合併として更埴市、埴科郡戸倉町、更級郡上山田町の1市2町が合併し千曲市が誕生し、平成15年10月に初代千曲市長に就任。以来、平成19年10月まで1期4年間にわたり千曲市長を務められました。合併という特殊事情の中で、市民の心をつなぐ「融和」を第一として、地域の一体性の確保と均質化に尽力され、千曲市の基礎固めに貢献しました。ここに宮坂さんの生前の功績に対し深く感謝するとともに、謹んで哀悼の意を表します。

平成30年4月から 国民健康保険の運営が県域化されます

■問い合わせ先 戸倉庁舎・健康推進課(内線6252)

これまで国民健康保険は市町村単位で運営していましたが、持続可能な制度として安定的に運営していくために、平成30年4月から長野県と県内全市町村が共同で運営することになりました。

Q 保険証は変わりますか？



A 現在お持ちの保険証、高齢受給者証などを使用し、これまでどおり医療機関などを受診してください(保険証などの発行は、これまでどおり市町村で行ないます)。

Q 特定健診などの保健事業はこれまでと変わりますか？



A これまでどおりお住まいの市町村が、特定健診や特定保健指導などの保健事業を実施します。

Q 国保加入・脱退、高額療養費申請などの手続きは、どこでできますか？

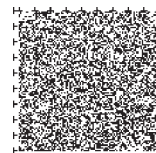


A 各種手続きは、これまでどおりお住いの市町村窓口で行ないます。

Q 保険税について変わることはありますか？



A これまでどおり各市町村で保険税の決定・賦課をします。納付方法もお住いの市町村が決めた方法で納めてもらいます。



スポーツ教室の 受講生を募集

千曲市体育協会の会員が丁寧に指導します。初心者も大歓迎です。スポーツでさわやかな汗を流してみませんか。

■申込方法 受講料を添えて、申込期限(下表参照)までに勤労者体育センターか戸倉体育館で申し込んでください。

先着順です。受講料には、スポーツ傷害保険料が含まれます。

*シューズ、ラケットなどは各自で用意してください。
 *各教室の日程(予定)は、施設の状況により変更になる場合があります。

■問い合わせ先 スポーツ振興課(戸倉体育館内) TEL026-1276-1731



スポーツ教室の日程(予定)

教室名	期間・回数	曜日・時間	会場	対象	定員	受講料	申込期限
更埴ミニバスケットボール教室	5/12~6/30 (全20回)	○火・木曜日 午後6時~8時 ○土曜日 (更埴)	東部体育館	小学校2年生~6年生	60人	1,500円	4/25 (水)
戸倉上山田ミニバスケットボール教室	5/12~6/28 (全20回)	午後1時~3時 (戸倉上山田) 午後5時~8時	更級小学校体育館	小学校3年生~6年生	40人		
ジュニアソフトテニス教室	5/13~8/19 (全10回)	日曜日 午前9時~11時	更埴テニスコート(稲荷山)	小学校4年生~6年生	30人	1,500円	4/25 (水)
更埴ジュニアバレーボール教室	6/9~12/15 (全20回)	土曜日 午後5時~7時	東部体育館	小学校3年生~6年生	20人	1,500円	4/25 (水)
更埴陸上教室	4/16~6/29 (全20回)	月・金曜日 午後6時~7時30分	治田小学校校庭	小学校3年生~6年生	-	1,500円	4/18 (水)
戸倉上山田陸上教室	4/21~7/7 (全20回)	土・日曜日 午前8時~正午	大西緑地陸上競技場	小学校3年生~中学生	-	1,500円	4/16 (月)
テニス教室	5/26~7/21 (全8回)	土曜日 午前9時~11時	更埴テニスコート(稲荷山)	小学生~一般	20人	2,500円 (中学生以下は1,500円)	5/9 (水)
ソフトバレーボール教室	7/2~9/3 (全8回)	月曜日 午後7時30分~9時30分	東部体育館	一般(社会人)	-	2,500円	5/23 (水)
初級ソフトテニス教室	5/11~7/13 (全10回)	金曜日 午後7時~9時	更埴テニスコート(稲荷山)	中学生~一般	30人	2,500円 (中学生は1,500円)	4/25 (水)
弓道教室	5/9~9/26 (全20回)	水曜日 午後7時~9時	千曲市弓道場(稲荷山)	中学生~一般	20人	2,500円 (中学生は1,500円)	4/25 (水)
小学生ハンドボール教室	4/15~ (全20回)	日曜日 午後5時~6時30分	埴生中学校体育館	小学生	50人	100円 (保険料)	4/13 (金)
合気道教室	5/25~7/27 (全10回)	金曜日 午後7時30分~9時30分	戸倉体育館柔道場	高校生~一般	10人	2,500円	5/16 (水)
卓球教室	9/11~1/29 (全15回)	火曜日 午後1時30分~3時30分	更埴体育館剣道場	高校生~一般	20人	2,500円	4/25 (水)
市民バドミントン教室	10/2~12/4 (全8回)	火曜日 午後7時30分~9時30分	更埴体育館アリーナ	一般(社会人)	15人	2,500円	4/25 (水)